

井手小学校の4年生児童が、校外学習で合藪ポンプ場を見学を訪れ、豪雨などの際に町内の河川の氾濫を防ぐポンプ場の役割などについて学びました。



12

令和4年12月
2022

No.603

広報 **いで**

IDE TOWN PUBLIC RELATIONS

目次

ご存じですか？「民生委員・児童委員」	P02
一般会計決算 3億6906万6千円の黒字でした	P03
家屋の新築・増築・取り壊し等をされたらご連絡を マイナポイント第2弾の申請受付中です！	P06 P08
新型コロナウイルスワクチン接種について	P11

いでのまちかど



ウォーキング オプション

570人が山背古道歩く とことんウォーキング



秋の山背古道でハイキングを楽しむ方々

城陽市から木津川市までの木津川右岸の山際を通る散策道・山背古道で11月12日(土)、第28回山背古道とことんウォーキングが開かれ、約570人が秋深まる山城地域の風景を楽しみながら歩かれました。

城陽市と木津川市、井手町の3市町で構成する山背古道推進協議会が主催するウォーキングイベント。新型コロナウイルスの影響のため、3年ぶりの開催となりました。参加した方々は、総延長約25キロの山背古道を、JR城陽駅前と木津川市役所前からスタートし、それぞれ思い思いのペースで歩きながら反対側のスタート会場を目指しました。

「ご存じですか？」 地域の身近な相談相手 「民生委員・児童委員」

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。非常勤の地方公務員として位置づけられています。民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民のみなさんからのさまざまな生

活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいのある方、高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいのある方、高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

民生委員・児童委員名簿 (令和4年12月1日現在、敬称略)		地区名		氏名	
地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
玉水	寶來 昌子	北南	林田 正 英輔	東部	八木 高 勇
玉水	八幡 朋子	南南	中谷 西島 正貴	西部	岩城 八木 昇
玉水	寺井 文子	南南	木村 西島 志子	南部	八木 高 喜
水無	小川 成美	南南	西島 西島 真知子	南部	八木 高 昇
高月	田中 眞理子	東部	八木 高 真知子	南部	八木 高 昇
上井手	中坊 弘道	東部	高田 岩城 和	南部	八木 高 昇
田村新田	南本 宏昭	東部	岩城 八木 昇	南部	八木 高 昇
石垣	中田 政博	東部	八木 高 昇	南部	八木 高 昇
石垣	藤林 栄美子	東部	八木 高 昇	南部	八木 高 昇
北	松本 佐知子	東部	八木 高 昇	南部	八木 高 昇
北	西田 夢路	東部	八木 高 昇	南部	八木 高 昇
北	上島 勝廣	東部	八木 高 昇	南部	八木 高 昇
地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
主任児童委員 (井手)	古川 幸子	地区名	氏名	地区名	氏名
主任児童委員 (多賀)	大西 ますみ	地区名	氏名	地区名	氏名
退任された方々		地区名	氏名	地区名	氏名
玉水	中谷 保	地区名	氏名	地区名	氏名
玉水	飯田 あや子	地区名	氏名	地区名	氏名

12月22日(木) 冬至の日 ゆず湯やります!

ゆずには血行を促進する成分や、鎮痛作用のある成分が含まれています。さらにビタミンCも豊富なため、湯につきり全身からそれらの成分を吸収することで風邪をひきにくくする効果があるとされています。

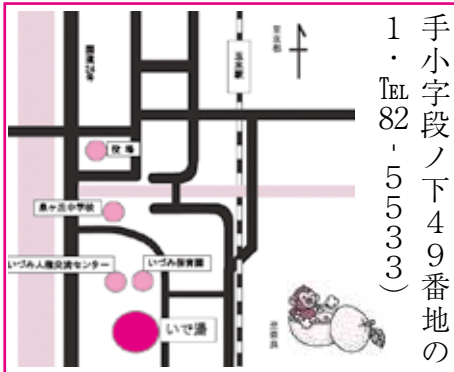
冬至の日は、いで湯にぜひお越しください!

《入浴料》▽大人150円
▽子ども50円

《営業時間》午後4時半〜9時(日曜日休み)

※タオル・石鹸など入浴用品はご持参ください

井手町共同浴場管理運営委員会(井手町大字井手小字段ノ下49番地の1・TEL82・5533)



令和3年度決算報告

一般会計決算

3億6906万6千円の黒字でした

令和3年度の一般会計と6つの特別会計（国民健康保険・多賀地区簡易水道事業・後期高齢者医療・介護保険・公共下水道事業・多賀財産区）、井手町水道事業会計の決算は、令和4年9月の定例町議会に提案さ

れ、審議に付されたのち、同月定例町議会で認定されました。

各会計における決算は表1のとおりです。

一般会計の決算額は、歳入62億2535万6千円に対し、歳出58億3839万8千円で、差し引き形式収支は、3億8695万8千円の黒字となりました。このうち翌年度への繰越明許財源1789万2千円を差し引いた実質収支は3億6906万6千円となり、これが令和4年度への繰越金となりました。

監査委員の報告では、「日本の景気は、物価上昇による家計や企業への影響により依然として厳しい状況です。そのような中で、井手町のように財政基盤の弱い自治体では、油断せず健全な行財政運営に努めていく必要があると考えます。今後も歳入の確保は厳しい状況が続くと予想されますので、収納率向上のため、より一層の徴収対策に努めてほしいと思います。他方、歳出については限られた財源を有

効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、施策の緊急度・重要度や経済性・効率性・有効性を判断しながら、新庁舎建設と

いう町の将来を左右する大きな事業に取り組みられており、その一つである新庁舎等造成工事や、いち早く取り組みられている各種新型コロナウイルス感染症対策事業など積極的に取り組みられています。これらの事業をはじめ、様々な事業に取り組み上で必要なものは財源であり、早い時期から人件費の削減や事務事業の再編・整理など、積極的に行政改革に取り組みられてきたことや計画的な財源確保が、大きな事業に取り組みながらも健全財政につながっていることは言うまでもありません。さらに、計画的に各種基金を積み立て、それらを有効に運用されて健全な行財政運営に努められているなど、評価すべき点が随所で見受けられます。」と総括されました。

表1 各会計別 歳入・歳出

(単位：千円)

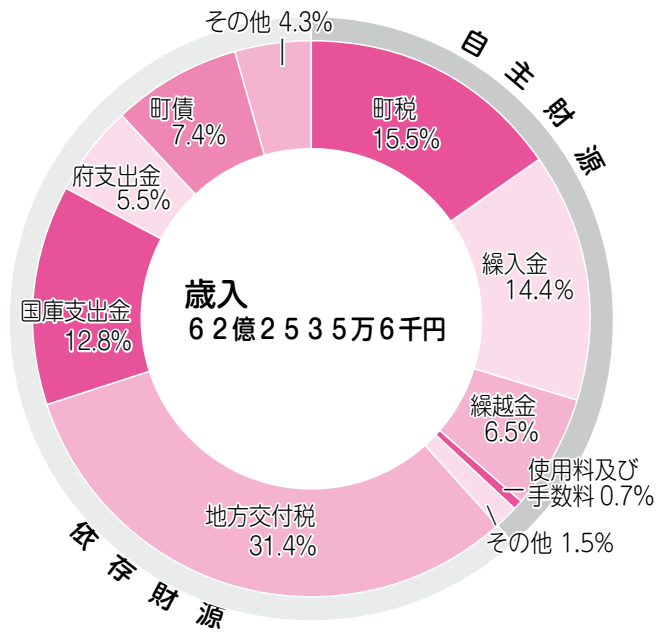
会計別	歳入	歳出	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支	備考
一般会計	6,225,356	5,838,398	17,892	369,066	
特別会計	国民健康保険特別会計	875,471	813,841	0	61,630
	多賀地区簡易水道事業特別会計	53,935	42,010	0	11,925
	後期高齢者医療特別会計	126,076	122,918	0	3,158
	介護保険特別会計	945,705	879,669	0	66,036
	公共下水道事業特別会計	474,768	461,329	106	13,333
	多賀財産区特別会計	2,422	1,833	0	589

井手町水道事業会計	収益的収入	収益的支出	差引額
	132,594	105,182	27,412
	資本的収入	資本的支出	差引額
2,742	25,098	△ 22,356	
計	135,336	130,280	5,056

(消費税含)

本理念を実現するため、歳入・歳出両面において中・長期的な視点に立ち、実効性のある事務事業の進捗管理に基づいた行財政運営により健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組みされることを期待します。」と述べられています。

令和3年度決算報告 歳入（収入）



●歳入

歳入は62億2535万6千円で、前年度より8億4416万2千円（15.7%）の増となりました。主な増減は、繰入金（8億882万2千円）、地方交付税（2億2199万1千円）、町債（2億1410万円）、町税（3207万5千円）等が増加し、国庫支出金（5億1174万2千円）等が減少しました。

■繰入金

8億9565万3千円（対前年度比931.5%増）

町債の繰上償還実施のため減債基金から6億6046万8千円、新庁舎建設などの事業執行のため特定目的基金から繰り入れたものです。

■地方交付税

19億5624万3千円（対前年度比12.8%増）

地方公共団体が、標準的な行政運営を行う場合、財源不足額に応じて国から交付されるお金で、歳入全体の31.4%を占めています。

■町債

4億6140万円（対前年度比86.6%増）

地方交付税の代替え財源としての臨時財政対策債のほか、新庁舎並びに山吹ふれあいセンターの造成工事・移転事業、町内道路改良事業などに充当するため借入れをしています。

■町税

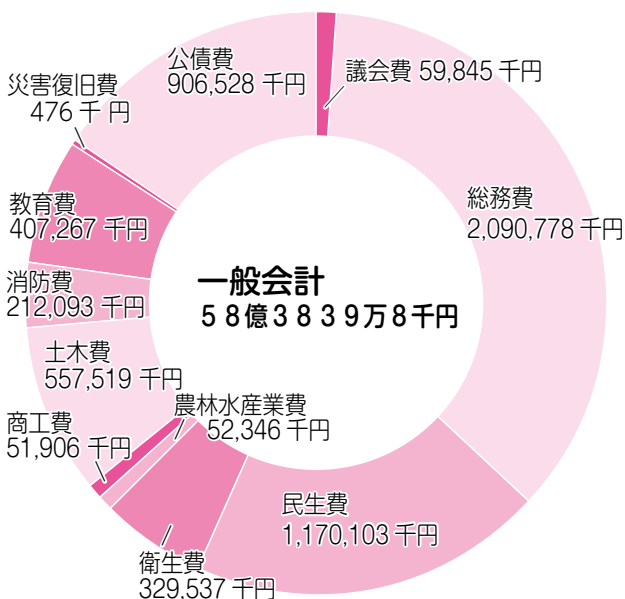
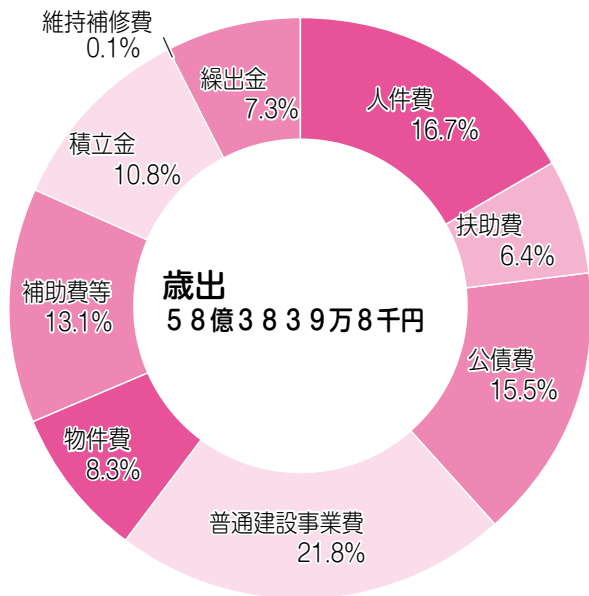
9億6661万4千円（対前年度比3.4%増）

町税収入は歳入全体の15.5%を占め、1世帯当たり28万1千円、1人あたり13万6千円を納めていただいたこととなります。

■国庫支出金

7億9513万9千円（対前年度比39.2%減）

国の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の三つに分類されて交付されるものです。



令和3年度決算報告 歳出 (支出)



●歳出

歳出は58億3839万8千円で、前年度より8億6004万2千円(17.3%)の増となりました。主な支出は次のとおりです。

■総務費

20億9077万8千円 (対前年度比14.4%減)

- ・新庁舎関連業務 (基本設計、実施設計、用地購入、造成工事他) 3億7350万1千円
- ・職員等駐車場整備 2530万9千円
- ・特別会計繰出金 4億2663万4千円
- ・JR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助 2億723万7千円
- ・交通安全施設整備 273万4千円
- ・個人番号カード交付事業 238万9千円
- ・減債基金積立金 5億円
- ・教育施設整備基金積立金 1億円

■民生費

11億7010万3千円 (対前年度比21.1%増)

- ・社会福祉協議会活動費 2020万6千円
- ・障害者自立支援事業費 2億1147万4千円
- ・老人医療 483万9千円
- ・子育て施設環境整備、換気システム整備 5927万4千円
- ・後期高齢者療養給付費負担金 1億1177万2千円
- ・児童手当等 8109万5千円
- ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金 1億324万5千円
- ・子育て世帯生活支援特別給付金 528万1千円
- ・子育て世帯臨時特別給付金 8360万8千円
- ・井手町出産応援給付金 370万円
- ・共同浴場施設改修 922万1千円

■衛生費

3億2953万7千円 (対前年度比34.2%増)

- ・予防接種事業、健康増進事業 3150万8千円
- ・乳児健診等母子保健費 566万円
- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業 7717万9千円
- ・公的施設等感染防止機器整備事業 504万3千円
- ・一般廃棄物収集運搬委託 3611万1千円
- ・城南衛生管理組合分担金 8964万円
- ・井手地区共同墓地通路整備 456万6千円

■農林水産業費

5234万6千円 (対前年度比2.0%増)

- ・有害鳥獣駆除 591万1千円
- ・新規就農者確保対策事業 150万円

- ・農地・水・環境保全向上対策事業 540万4千円

■商工費

5190万6千円 (対前年度比20.9%減)

- ・プレミアム付商品券発行事業補助 1230万円
- ・商工会振興事業 850万円
- ・企業立地促進助成 423万7千円
- ・中小企業等継続応援給付金 296万4千円
- ・道の駅開設準備事業 467万5千円
- ・特産物開発推進事業 266万2千円

■土木費

5億5751万9千円 (対前年度比52.9%増)

- ・町道29号線他道路改良、町内道路舗装 2億7453万5千円
- ・橋梁長寿命化修繕 2903万9千円
- ・下排水路改修工事 1513万7千円
- ・町営住宅バリアフリー化整備 2049万7千円
- ・町営住宅外壁改修 1675万円
- ・多賀地区町営住宅建替事業 5072万6千円

■消防費

2億1209万3千円 (対前年度比7.8%減)

- ・常備消防委託料 1億6706万円
- ・防災倉庫設計業務 564万8千円
- ・防災広場整備 223万2千円

■教育費

4億726万7千円 (対前年度比19.8%増)

- ・外国語指導助手事業 1086万7千円
- ・学校給食費支援事業 1174万5千円
- ・多賀小学校児童トイレ改修工事 2043万8千円
- ・井手小学校グラウンド整備 756万4千円
- ・山吹ふれあいセンター移転実施設計業務 7383万円
- ・図書館環境整備事業 1532万9千円
- ・給食センター施設整備 1048万円

■公債費

9億652万8千円 (対前年度比325.6%増)

- ・繰上償還元金 6億6046万8千円
- ・償還元金 2億3591万9千円
- ・償還利子 1014万1千円

◇用語の解説◇

- 【自主財源】 町自らが収納・徴収できる財源
- 【依存財源】 国や京都府から交付・割り当てられる財源
- 【地方交付税】 自治体の財政力に応じて国から交付されるお金
- 【繰入金】 財政調整基金等(家庭の貯金にあたる)の取り崩しなどにより繰り入れたお金
- 【繰出金】 特別会計などに繰り出したお金



税務課からのお知らせ

家屋の新築・増築・取り壊し等をされたらご連絡を

家屋の固定資産税（都市計画税を含む）は、毎年1月1日現在に所有されている方に課税されることから、固定資産税を適正に課税するため、令和4年中に次の要件を満たした家屋を新築・増築・取り壊しをされた場合や、相続等により未登記家屋の所有者を変更された場合は、12月中に税務課までご連絡ください。

●固定資産税の対象となる「家屋」の要件

家屋の要件は、定着性・外気分断性・用途性の3つを備えているものです。

・定着性とは、基礎などにより土地に定着しているものをいいます。例えば、基礎がなく庭に置いているだけのプレハブ物置は「家屋」に該当しません。

・外気分断性とは、屋根及び外周壁を備えているものをいいます。例えば、屋根と柱だけのカーポートは、外周壁はありませんので「家屋」には該当しません。

・用途性とは、建物が目的とする用途（居住・作業・保管等）のために利用できるものをいいます。実際に使用しているかどうかは問いません。

●新築・増築されたとき

日程調整のうえ、職員が訪問して家屋調査を行いますので税務課

までご連絡下さい。（すでに家屋調査が終了している家屋については不要です。）この調査は、固定資産税の基となる評価額を適正に算出するために行うものですので、ご協力をお願いします。（調査の際は、建築図面等資料の借用をお願いします。）

なお、車庫や物置、建築確認申請の必要のない10㎡未満の建物であっても、上記「家屋」の要件を満たしていれば課税対象となります。

●取り壊しされたとき

「建物滅失届出書」の提出が必要です。この届出がないと翌年度以降も課税されてしまうことがあります。

ただし、登記されている家屋を取り壊された場合で、すでに法務局で滅失登記の手続きをされた家屋については、この届出は不要です。

●未登記家屋の所有者を変更されたとき

「未登記建物所有権移転届」の提出が必要です。この届出がないと翌年度以降も変更前の所有者に課税されてしまうことになります。

*お問い合わせは、税務課（TEL 82・6163）まで。

町税の納付は

便利・確実・安心の口座振替をご利用ください

町税の納付には、便利で確実な口座振替による納付をおすすめします。納付のために役場や金融機関等へ行かなくても、納期限日にお申込みされた預貯金口座より納税することができます。役場や金融機関の開いている時間になかなか行けない方や現金を持ち歩くのが不安といった方など、納め忘れのない口座振替をぜひご利用ください。

口座振替の手続きは、役場及び町内の金融機関にある「町税等の口座振替自動振込み納付依頼書」に必要事項をご記入のうえ、下記「ご利用いただける金融機関」窓口でお申し込みください。

●ご利用いただける税目

町府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税の納付にご利用いただけます。

●ご利用いただける金融機関

南都銀行・京都銀行・京都中央信用金庫・京都やましろ農業協同組合・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行（郵便局）

●手続きに必要なもの

- ・納税通知書や納付書などの通知番号と納税義務者がわかるもの
- ・預貯金通帳
- ・通帳届出印

●お問い合わせ先

町府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）に関するお問い合わせは税務課（Tel 8 2 - 6 1 6 3）、国民健康保険税に関するお問い合わせは保健医療課（Tel 8 2 - 6 1 6 6）まで。



給与支払者の皆さまへ

給与支払報告書の提出・個人住民税の特別徴収の実施について

●給与支払報告書の提出について

給与支払者（会社や個人事業主等）は、従業員（パート・アルバイト・役員等を含む）の給与支払報告書（総括表・個人明細書）を毎年1月31日までにそれぞれの従業員の1月1日時点の住所地の市町村へ提出していただく必要があります。提出・記載漏れ等ないようにお願いいたします。

なお、eLTAX（地方税ポータルシステム）によって給与支払報告書をインターネット経由で提出することもできます。ぜひご利用ください。（eLTAXについて詳しくは、地方税共同機構ホームページ URL：<https://www.eltax.lta.go.jp/> をご参照ください。）

●個人住民税の特別徴収について

特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税

を差し引いて、市町村へ納入する制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。（給与支払者や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません。）

なお、井手町を含む京都府内の全市町村では、個人住民税の特別徴収について、原則としてすべての給与支払者（事業主）に対して特別徴収義務者として指定し、特別徴収の実施の徹底を図っています。

詳しくは、町ホームページ（URL：<http://www.town.ide.kyoto.jp/soshiki/zeimuka/kojinjinzei.html#a3>）をご覧ください。

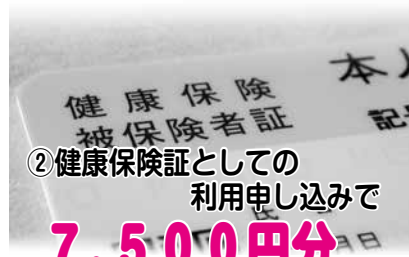
*お問い合わせは、税務課（Tel 82- 6 1 6 3）まで。

マイナポイント第2弾 健康保険証利用・公金受取口座登録分の申請受付中です！



①マイナンバーカード
新規取得等で

5,000円分



②健康保険証としての
利用申し込みで

7,500円分



③公金受取口座の登録で

7,500円分

最大20,000円分のマイナポイントがもらえます！

※マイナポイントを受け取るには事前にマイナンバーカードの申請・受取が必要です。

マイナポイント第2弾は①マイナンバーカード新規取得で最大5,000円分（過去にカードを作られてまだポイントを受け取られていない方も対象）と②健康保険証利用登録で7,500円分、③公金受取口座登録で7,500円分、合計最大20,000円分のポイントが受け取れます。

①に関しては各種決済サービスで20,000円の利用やチャージを行った方に最大5,000円分（利用額の25%）のポイントが、②と③に関しては登録した方にそれぞれ7,500円分のポイントが付与されます。※既に健康保険証登録等を行っている方もこれから登録される方も対象となります。

各種登録やポイント申請は役場窓口でも申請サポートを行っておりますので申請方法等がわからない場合は役場窓口でご相談ください。

また、まだマイナンバーカードをお持ちでない方は令和4年12月末までにマイナンバーカードを申請していただいた場合ポイント申請が可能となりますのでこの機会にマイナンバーカードの申請をお願いします。

マイナンバーカードの申請は過去に送付された申請書をご利用いただくか役場で再発行しております。また、写真撮影サービスも行っておりますのでぜひご利用ください。

利用可能な決済サービスやその他ご不明な点がありましたら住民福祉課までお問い合わせください。

※令和4年12月末までにマイナンバーカードを申請された方が対象です。お早目の申請をお願いします。

井手町役場住民福祉課 (Tel. 82-6164)

国民年金Q&A Q. 国民年金保険料は社会保険料控除の対象になりますか？

A. 国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付済みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

日本年金機構は、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を、毎年11月上旬に被保険者の方へ送付しています。

証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのお問合せは、ねんきん加入者ダイヤル0570・003・004（ナビダイヤル）へお電話ください。（注）一般固定電話の場合、市内通話料金のみでご利用いただく事ができます。050から始まる電話の方は、03・6630・2525へおかけください。

専用ダイヤルの受付時間は月曜日～金曜日午前8時30分～午後7時・第2土曜日午前9時30分～午後4時です。（注）祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

食を通じた健康づくりのボランティア団体

「食改さん」をご存知ですか？

健康的な生活習慣の実践に向けた取り組みの推進について

食改さんの正式な名称は、食生活改善推進員といい、地域では「しょっかいさん」や「ヘルスメイト」の愛称で親しまれています。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、家庭での食事の機会が増えたことから、食に関する知識を持って、バランスよく食べることは重要です。

食改さんは「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、バランスのとれた食生活について学んでいます。その学びを自ら実行しながら家族、お隣さん、お向かいさんと働きかけ、仲間とのふれ合いを通じて、地域ぐるみの良い食習慣づくり、健康づくりを広める活動をしています。

現在、井手町では町主催の養成講座を修了した35名が活動し、今まで、地域の高齢者の配食サービスや料理教室等を担ってきました。コロナ禍の状況の中で、実践的な活動は自粛してきましたが、令和3年度に「第2次井手町健康増進計画」が策定され、今後、食の知識の啓発など、出来る範囲での活



町内の豆腐工場を見学。井手町の水質の良さを改めて知りました。

動を進めていくこととしています。今後、取り組みを発信していきますので、みなさんも自らの健康づくりのため、食生活の改善に取り組んでいきましょう。

食生活改善推進員に関するお問い合わせは井手町保健センター（TEL 82・3385）まで。

第2次井手町健康増進計画（井手町すこやかプラン）より

基本理念

『みんながふれあい、いきいきとした健康なまちづくり』

生涯を通じて健康で安心して暮らし、「健康寿命の延伸」に繋げるためには、子どもの頃から基本的な生活習慣を身につけ、日々の生活の中で自分に合った健康づくりを実践していくことが必要です。また、自らの健康状態や生活習慣における課題を認識し、健康に関する正しい知識を身につけ、健康状態を定期的にチェックすることで、継続した健康づくりに取り組むことが重要です。

（栄養・食生活の目標）

健康的な生活習慣の実践

- ・毎日朝食を食べるなど規則正しい食習慣を心がけましょう。
- ・バランスのとれた食事内容や量を知り、適正体重を維持しましょう。
- ・地元の食材を食卓に取り入れましょう。家庭の味や郷土料理を次世代に伝えましょう。

令和5年度 井手町建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請について

受付種別	町内業者（土木・建築・舗装・水道・電気・その他、コンサルタント、物品、一般廃棄物） 町外業者（工事、コンサルタント、物品）
有効期間	1年間（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
作成要領配布期間	令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火） ※作成要領につきましては、井手町ホームページからダウンロードできます。
参加申請受付期間	令和5年1月5日（木）～令和5年1月31日（火） 午前9時～正午・午後1時～4時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く） ※なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町外業者については郵送での申請に限らせていただいています。
受付場所及び問合せ先	井手町役場 西別館3階 和室 〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 67 （Tel 0774-82-6167）



子育て支援カレンダー



子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2 (玉川保育園内にあります)

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日 (祝祭日を除く) 午前9時半～午後4時

12月の利用方法について

【開館日】月曜日～金曜日 (祝日を除く)

【時間】午前の部 10時～正午 (予約制・3組)

午後の部 2時～4時 (予約制・3組)

1組につき1週間に2回まで

※新型コロナウイルスの感染状況によって、変更する場合があります。

【予約方法】・電話または直接子育て支援センターへ予約してください。

(予約時間 午前8時半～午後5時)

・利用希望日の1週間前から当日まで予約できます。

・1度に予約できるのは1回分です。

【相談事業】電話相談 午前9時半～午後4時

来所相談 午前10時～正午・午後2時～4時

の時間帯の中で日程を調整しますので、ご予約ください。※相談時間は1組1時間程度です。

その他詳しい情報については、井手町のホームページに掲載される「子育て支援センターだより」をご覧ください。

●一時預かり「いちごぐみ」の利用について

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っています

【利用時間】平日 午前8時半～午後4時半 土曜 午前8時半～正午

【利用料金】一日 2000円 半日 1000円 給食費 250円

利用の際には事前の面談と予約が必要です。

その他詳細については子育て支援センター

(Tel 82-2232) までお問合せください。

ENJOY しえんセンター

小さな木のおうち

12月に支援センターに遊びに来てくれた方は、「小さな木のおうち」を作ることができます☆

(未就園児対象・1家庭1つ)



井手すくすくチャンネル



製作・手遊び・レシピ動画など、親子で楽しめる動画を配信しています♪ぜひご覧ください。12月の動画は「おおきなかぶ」です。

子育て支援センターだより

子育て支援センターの毎月の予定や、詳しい情報に関しては、「子育て支援センターだより」にてご確認ください。



年末火災防止運動を実施します

京田辺市消防署井手分署からのお知らせ

年末を迎えるにあたり家庭や職場で火を使う機会が多くなり、また忙しさで注意力が低下するなど、火災が起こりやすい時期に火災予防の強化をおこなうため年末火災防止運動を実施します。

実施期間 令和4年12月15日(木)～令和4年12月31日(土)

石油ストーブの安全な取り扱い

ストーブからの火災を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- ① ストーブを使い始めるまえには点検をする。
- ② ストーブの近くに紙や衣類、カーテンなど燃えやすい物を近づけない。
- ③ ストーブの近くでヘアスプレーなど引火の危険があるものは使わない。
- ④ ストーブの上に洗濯物を干さない。
- ⑤ 石油ストーブには灯油以外のものを給油しない。
- ⑥ 灯油を補給する時は、必ず火を消し、あふれ出ないようにする。また、給油中はその場を絶対に離れない。
- ⑦ 外出する時や寝る時には、必ず火が消えていることを確認する。

お問合せ 京田辺市消防署 井手分署 Tel 82-3000



令和4年度 人権擁護啓発ポスターコンクールの作品から

京都人権啓発推進会議では、京都府内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校及び外国人学校で学ぶみなさんに、人権をテーマとしたポスターの制作を通じて基本的人権について理解を一層深め、人権尊重の精神を養う機会としていただくため、人権擁護啓発ポスターコンクールを開催しています。令和4年度人権擁護啓発ポスターコンクールより、井手町の入選者の作品を紹介します。

作品から伝わってくる人権に対する純粋な気持ちにふれることにより、一人ひとりの心に訴えて、『人権の芽』を大きく育て、すべての人々の人権が尊重され相互に共存し得る平和で豊かな社会を築きましょう。



【京都府町村会長賞】井手小学校1年 佐藤 晴登さん

新型コロナウイルスワクチン接種について 感染拡大に備え、年内接種の検討を

現在、オミクロン株に対応したワクチンの接種を実施しています。オミクロン株対応ワクチンは初回接種（1・2回目接種）を完了した満12歳以上の方が対象で、前回（2～4回目）接種日から3か月

が経過した日以降に接種出来ます。例年、年末年始に新型コロナの感染が拡大していることから、接種を希望される方は、早期のワクチン接種をご検討ください。

【現時点で接種が受けられる新型コロナウイルスワクチンの種類（令和4年12月1日時点）】

対象年齢	接種回数	使用ワクチン
生後6か月～4歳	初回接種3回	乳幼児（生後6か月～4歳）用ワクチン
5歳～11歳	初回接種2回 追加接種1回	小児（5歳～11歳）用ワクチン
12歳以上	初回接種2回	12歳以上用ワクチン（従来株1価ワクチン）
	<現在の追加接種>オミクロン株対応ワクチン接種1回 ※初回接種完了者	12歳以上用ワクチン（オミクロン株対応2価ワクチン）

■乳幼児（生後6か月～4歳）接種

対象の方には接種券を順次送付しています。接種間隔は1回目から2回目が3週間、2回目から3回目が8週間です。

■小児（5歳～11歳）接種

初回接種対象の方には接種券を送付済みです。追加接種の接種間隔は初回接種から5か月で、対象となる方には順次接種券を送付しています。なお、初回接種を未接種の方で12歳に達した方は、送付済みの接種券で12歳以上の接種を受けていただけます。

接種希望の方はコールセンターまでお問い合わせください。

■12歳以上接種

○初回（1・2回目）接種

まだ初回（1・2回目）接種がお済みでない方も、今から接種出来ます。接種券をなくされた方は再交付できます。

○オミクロン株対応ワクチン接種

従来株ワクチンを2回以上接種した12歳以上の方で、前回接種から3か月以上が経過した全ての方が対象です。現在、個別接種にて接種を進めています。

接種を希望される方は、お送りしているハガキを返信していただくか、コールセンターまでお問い合わせください。

新型コロナワクチン接種に関する問い合わせ先

井手町新型コロナワクチン接種コールセンター（TEL 82-2121）

おしらせ



Information

医療従事者の届け出は

令和5年1月16日まで

今年には医療従事者の資格を有する人の届け出の年です。

この届け出は関係法令により、2年ごとに12月31日現在の就業状況などを届け出ているかどうかです。該当する人は令和5年1月16日までに届け出をお願いします。

対象・届出先／医師、歯科医師、薬剤師は住所地又は就業地の最寄りの保健所。

保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士で、12月31日現在府内で業務に従事している人は就業地の最寄り保健所（京都市内で就業の場合は京都府医務課）。

*お問合せは、山城北保健所（Tel 21・2194）

第4回

京都府耳のことフェスタ

日時／1月29日（日）

午後1時半～4時

場所／オンライン視聴（Zoom）
インターネット環境がない方は視聴会場を準備します。（京都府聴覚言語障害センター＝城陽市寺田林ノ口11・64）

内容／聴覚障害者の家庭・社会におけるコミュニケーション、社会参加などについてトークショーと講演
参加費／無料

対象／聞こえにくい方やきこえない方、その家族・関係者

定員／オンライン90名・視聴会場20名
*申込みに関するお問い合わせは、
（福）京都聴覚言語障害者福祉協会
地域福祉統括事業部・耳のことフェスタ担当（〒604・8437 京都府京都市中京区西ノ京東中合町2
Tel 075・841・8337 FAX 075・841・8315 Eメール
＝cyubu3@kyoto-chogen.or.jp）まで。

講座・教室

【いづみまなび教室】

《大正琴》

日時／12月23日（金）

午前10時～正午

持ち物／大正琴・楽譜



場所／いづみ人権交流センター



《太極拳》

日時／12月23日（金）

午後1時半～3時半

持ち物／運動できる服装・上履き・飲み物

場所／いづみ人権交流センター



《ペン習字》

日時／12月20日（火）

午後1時半～3時半

持ち物／筆ペンまたは筆

場所／いづみ人権交流センター

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター（Tel 82・3380）まで

【健康教室】

日時／12月15日（木）

午前10時～11時半

持ち物／タオル・健康手帳・飲み物
場所／いづみ人権交流センター

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター（Tel 82・3380）まで

健康

【介護予防事業】

《脳トレ教室ひまわり》

日時／12月14日（水）・1月4日（水）

午後1時半～3時

場所／いづみ人権交流センター
日時／12月14日（水）

午後1時半～3時

場所／賀泉苑
対象／65歳以上（ボランテニアを含め、予防ゲームや脳トレに興味のある方は年齢関係なく参加可能）
持ち物／お茶（水分補給用）
費用／無料

・申込みは不要です

・この教室では認知症のことや介護などの相談も受け付けております。

*お問い合わせは、地域包括支援センター（Tel 82・3690）まで



【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》

日時／1月5日（木）

午後1時45分～3時15分

場所／玉泉苑

対象／65歳以上の方

*お問い合わせ・申し込みは、社会福祉協議会（Tel 82・3901）まで

《社協♥生き生き体操教室》
日時／12月21日（水）

午後1時半～3時

場所／玉泉苑《定員22人》

対象／概ね70歳以上の方

*お問い合わせ・申し込みは、社会福祉協議会（Tel 82・3901）まで

子育て

【乳幼児健康診査】

《2歳6カ月児歯科健康診査》

日時／12月12日（月）

対象／R2・3・4～R2・6・30生

まれ

受付／個別案内

場所／保健センター

＊お問い合わせは、保健センター（TEL 82・3385）まで



各種相談

【こころの相談室（カウンセリング）】

日時／12月23日（金）

午前11時～午後1時50分

場所／いづみ人権交流センター相談室

＊こころの相談室は予約制です

＊お問い合わせは、いづみ人権交流センター（TEL 82・3380）まで

【無料法律相談】

日時／12月19日（月）

午後2時～4時

場所／玉泉苑

＊無料法律相談は予約制です

＊お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82・3901）まで

【母子の相談・教室】

《育児相談》

日時／12月14日（水）

午前9時～11時受付

場所／保健センター

＊育児相談は予約制です。

＊お問い合わせは、保健センター（TEL 82・3385）まで

【障がい者相談】

日時／12月13日（火）・27日（火）

1月10日（火）

午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

＊障がい者相談は予約制です

＊お問い合わせは、高齢福祉課（TEL 82・6165）まで

【心配ごと相談・人権相談・消費生活相談】

日時／12月19日（月）

午後1時～4時

場所／賀泉苑

＊お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82・3901）まで

＊消費生活相談は、電話でも相談を受け付けております。相談専用番号（TEL 090・5889・5367）まで

水道管の凍結に「注意」ください

【凍結してしまったときは】

12月から2月にかけて水道凍結事故が多発します。

気温が氷点下（特に冷え込んだ早朝）になると水道管内の水が凍り出なくなったり、水道管やメーターが破裂して漏水する場合があります。

以下の場合には、特に注意が必要です。

①最低気温がマイナス4度以下になるとき

②おやすみ前や、旅行などで家を留守にするなど、長時間水道を使用しないとき

③建物の外壁際などに露出している水道管

④北向きの日陰や風あたりが強いところの水道管

【水道管の凍結に備えるため、次のような対策をして下さい】

①屋外に露出している水道管には、保温材や布きれなどを巻き付け、直接外気に触れないようにしておく。

②蛇口から微量の水を出しておく。（その水をバケツや浴槽に溜めるなど、有効利用して下さい。）

③凍結してしまったときは、蛇口の上にとオルや布をかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけるなどして解凍して下さい。急に熱湯をかけたたりすると、ひび割れや破損することがあります。

④もし凍結したときは、蛇口の上にとオルや布をかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけるなどして解凍して下さい。急に熱湯をかけたたりすると、ひび割れや破損することがあります。

【破裂してしまったときは】

メーターボックスの中の止水栓をしめ、町指定の給水装置工事店に修理を申し込んで下さい。

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

【凍結してしまったときは】

もし凍結したときは、蛇口の上にとオルや布をかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけるなどして解凍して下さい。急に熱湯をかけたたりすると、ひび割れや破損することがあります。

【破裂してしまったときは】

メーターボックスの中の止水栓をしめ、町指定の給水装置工事店に修理を申し込んで下さい。

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

【凍結してしまったときは】

もし凍結したときは、蛇口の上にとオルや布をかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけるなどして解凍して下さい。急に熱湯をかけたたりすると、ひび割れや破損することがあります。

【破裂してしまったときは】

メーターボックスの中の止水栓をしめ、町指定の給水装置工事店に修理を申し込んで下さい。

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

【凍結してしまったときは】

もし凍結したときは、蛇口の上にとオルや布をかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけるなどして解凍して下さい。急に熱湯をかけたたりすると、ひび割れや破損することがあります。

【破裂してしまったときは】

メーターボックスの中の止水栓をしめ、町指定の給水装置工事店に修理を申し込んで下さい。

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで



給水を停止します！水道料金未納の方はご注意ください！

井手町の水道は、使用者からの料金収入で経営しています。このため、水道料金が納付されないと、事業の経営に支障が生じます。負担の公平と水道事業の円滑な経営のため、水道料金は期限内に納付して下さい。

なお、料金が未納の方に対しては、給水条例に基づき給水を停止します。また、お支払いに便利な口座振替もごさいますので、どうぞご利用下さい。

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

＊お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

老害の人 内館 牧子

双六やカルタの製作販売会社の前社長・戸山福太郎は、娘婿に社長を譲ってから現役に固執して出勤し、同じ手柄話をくり返す。彼の仲間も老害の人ばかり。福太郎の娘・明代はある日、たまりかねて腹の中をぶちまけ…。



ママと叫べない君と えぬくんママ

超偏食、帽子はかぶせた瞬間ポイ、クリスマスプレゼントは真顔でスルー…。自閉症と知的障がいをもつ、6歳のこだわり強すぎ息子と、「ママ」と呼ばれないオカンの、涙と笑いの奮闘日記。



ちいさいフクロウとクリスマスツリー ジャネット・ウィンター

クリスマスツリーにするため、切り倒された大きな木。そこには、小さいフクロウが住んでいました。フクロウは木の穴に入ったまま、ニューヨークのど真ん中に運ばれ…。2020年にアメリカでほんとうにあったおはなし。



作ろう！フライドチキンの骨格標本 志賀 健司

標本作りとは、生命の姿を未来にのこすこと。恐竜と鳥の共通点や、ニワトリの骨、進化と骨の基礎知識をていねいに解説し、市販のフライドチキンを使った標本製作過程を豊富な図版とともに紹介する。



【開館日】 火曜日・日曜日
※休館日、行事等は状況により変更となる場合があります。
【開館時間】
4月～9月 午前10時～午後6時
10月～3月 午前10時～午後5時

☆12月・1月の休館日
12月12・19・23・26～31日
1月1～4・10・16・23・26・30日
☆貸し出し冊数および期間
図書は1人12冊・2週間
雑誌は1人5冊・2週間
視聴覚資料は1人3点・1週間



☆主な新着資料の紹介
12月
「一般書」
「絶筆」 石原慎太郎
「光のところにいてね」 一穂ミチ
「憐憫」 島本理生
「特殊清掃人」 中山七里
「葉と嘘の季節」 米澤穂信
「京都に咲く一輪の薔薇」 ミュリエル・バルベリ
「木曜殺人クラブ2 二度死んだ男」 リチャード・オスマン
「児童書」
「ノラネコぐんだんうみのたび」 工藤ノリコ
「100ぴきかぞく」 古沢たつお
「ネズミのミーナ」 マシュー・フォーサイス
「すいどう」 百木一朗
「わたしたちの歌をうたつて」 堀直子
☆12月・1月の図書館行事
《親子で楽しむ紙しばい》
1月14日(土) 午後1時半～
山吹ふれあいセンター・集会室
《クリスマス・お正月・うさぎの本の展示》
12月25日(日) まで
図書館・展示コーナー
☆12月・1月の出張貸出
☆賀泉苑(毎週水曜日 午前10時～正午)
12月14・21日
1月11・18・25日
☆玉泉苑(毎週金曜日 午前10時～正午)
12月16・23日
1月6・13・20・27日



ごみ収集日程表(12月11日～1月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

- ★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク容器包装、カン、ビン、ペットボトルは**透明・半透明の袋**に入れて出してください。
- ★刈り草も透明または半透明の袋で出してください。刈枝は長さ50cm以下、太さ5cm以下にして、ひもで束ねて燃やすごみの日に出してください。**ダンボール、紙袋等の中身が見えない袋では出さないでください。**
- ★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(Tel 82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)
- ★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。
※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙<その他の紙類>)ごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	ペットボトル	粗大ごみ	プラマーク容器包装	その他
北水無	区 区 区	火・金曜日	12月15日	—	1月5日	12月22日	水曜日	火曜日
玉石高	水垣区 区 区 月	月・木曜日	12月16日	—	1月6日	12月22日	水曜日	火曜日
上手多賀	全区	火・金曜日	12月22日	—	1月5日	12月15日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(Tel 82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
12月14日 1月9日	④	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、北口、西北組、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
12月19日	⑦	西南組、東南組、立石、小払、岩倉、馬場崎、上山田
12月22日	⑩	内垣内、帽子田、下川、判ノ地、高橋、宮ノ後、蛇谷、栗岡、安堵山、起、佃、平山
12月26日	⑬	里、玉ノ井、西高月、清水、栢ノ木、西山、新四郎山、西垣内、中垣内、東垣内、田村新田
12月28日	⑮	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、南玉水、段ノ下、扇畑、浜田、柏原
12月12日 1月5日	②	阿弥陀寺、梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、北溝、南溝、柴木田、下赤田

※し尿収集日程に関するお問い合わせは、役場産業環境課(Tel 82-6168)まで



ごみの分け方・出し方 (カン)



出せる物・出し方

- ◆出せるカン ジュース、ビール、缶詰などの空缶
- ◆出し方 必ず中身を出す。簡単な水洗いをする。透明・半透明の袋で出してください。
- ◆出せないカン 一斗缶、フライパン、やかんはその他ごみの日。スプレー缶は他のごみと別の透明・半透明の袋でその他ごみの日に出してください。なお、使用済み乾電池は、カンと混ぜないで透明・半透明の袋でカンの日に出してください。
*充電電池、ボタン電池は購入店などに返却してください。

おめでとうございます

(10月11日から11月10日までの届け出分・敬称略)

〈出生〉

住所	赤ちゃん	届出人
多賀	平間 莉心	憂蘭
井手	黄瀬 卯月	哲弥
多賀	村田 涼晴	文

公共施設電話番号一覧

名称	電話番号	名称	電話番号
市外局番 0774		市外局番 0774	
総務課	82-6161	保健センター	82-3385
地域創生推進室	82-6170	地域包括支援センター	82-3690
企画財政課	82-6162	泉ヶ丘中学校	82-2070
税務課	82-6163	井手小学校	82-2119
住民福祉課	82-6164	多賀小学校	82-2112
高齢福祉課	82-6165	玉川保育園	82-2153
保健医療課	82-6166	多賀保育園	82-2225
建設課	82-6167	いづみ保育園	82-4160
産業環境課	82-6168	子育て支援センター	82-2232
上下水道課	82-6169	環境衛生センター	82-4651
会計課	82-6171	学校給食センター	82-3617
議会事務局	82-6172	まちづくりセンター構坂	82-3838
教育委員会(学校教育課)	82-4333	町立デイサービスセンター	99-4318
山吹ふれあいセンター (図書館・社会教育課)	82-5700	老人福祉センター「玉泉苑」	82-3499
		老人福祉センター「賀泉苑」	82-5059
いづみ人権交流センター	82-3380 82-4112	京田辺市消防署 井手分署	82-3000
同和・人権政策課		井手町役場 代表番号	82-2001
いづみ児童館			

玉水駅前休憩所

さくら

営業時間 午前9時～午後4時半
定休日 日曜・祝日

(Tel 0774-82-3174)



日替わり弁当の一例「鶏の甘酢あかけ」

お持ち帰りのお弁当で営業中です！

さくらでは、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、店内での飲食を中止し、お持ち帰りのお弁当(500円)をご用意しています。ぜひお立ち寄りください。

まちのカレンダー

(12月11日～1月10日)

月日	曜日	行事
12/11	日	
12	月	2歳6カ月児歯科健康診査(受付時間は個別案内、保健センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
13	火	障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)
14	水	育児相談(午前9時～11時、保健センター・予約制) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター・賀泉苑)
15	木	健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター)
16	金	
17	土	
18	日	
19	月	心配ごと相談・人権相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑・予約制)
20	火	ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
21	水	
22	木	
23	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) こころの相談室(午前11時～午後1時50分、いづみ人権交流センター・予約制) 太極拳教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
24	土	IDE ゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、町内)
25	日	
26	月	
27	火	障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)
28	水	役場仕事納め(12月29日～1月3日まで閉庁)
29	木	
30	金	
31	土	
1/1	日	元旦
2	月	振替休日
3	火	
4	水	役場仕事始め 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
5	木	
6	金	
7	土	
8	日	井手町消防出初式(午前10時～、泉ヶ丘中学校) 井手町二十歳のつどい(午後1時～、自然休養村管理センターホール)
9	月	成人の日
10	火	障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)

※新型コロナウイルスの影響により、予定されている事業等が中止・変更になる場合があります。事前にご確認をお願いします。

